

# 防災

ぼうさい

## 風水害に備える

9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日までは「防災週間」です。この機会に、災害に対する備えと心構えを確認し、家族や職場で防災について考えてみましょう。

これからの季節は、台風の発生や大雨の降る日が多くなります。最近では、毎年各地でゲリラ豪雨や竜巻などの災害が起っています。

防災の基本は、「自分の身の安全と財産は自分で守る」ことです。大雨による浸水を防ぐために土のうを用意しておく、側溝や排水溝を清掃して水の流れを良くする、日頃からの自分でできる災害対策をしておくことが大切です。



平成 27 年 9 月 10 日関東・東北豪雨被害、小島地区

### 「ランニングストック」とは？

家庭で防災用の物資や食料品を備蓄することは大切。といわれなくても、普段から備蓄用品を備えておくことはとても大変なことです。そこで、日頃から使用している消耗品、食材、衛生用品などを「少し多めに買っておく」「消費したらその分を補充する」「家の中全部が備蓄倉庫」といったような発想の転換をすることで、常に家庭内を備蓄している状態に保つことがランニングストックの考えです。普段使っているもので災害時に役立ちそうなものは、少し多めに買ってみるなど、まずは身近なところから備蓄を始めてみてください。



### 安否情報の確認方法

家族みんなで決めておきたい

家族が別々の場所にいるときに、災害が発生した場合に、お互いの安否確認ができるように、日ごろから安否確認の方法や集合場所などを家族で話し合っておきましょう。

携帯電話を家族全員が持っている場合でも、災害時は回線がつかなくなり、連絡が取れない場合があります。安否確認には、「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話のインターネットサービスを利用した「災害用伝言板」などのサービスを利用しましょう。

#### ●災害用伝言ダイヤル「171」

大災害発生時に、局番なしの「171」に電話をかけると、音声ガイダンスにより、伝言を音声で録音することができます。被災者の家族などが全国どこからでも安否確認ができます。

#### ●災害用伝言板

大災害発生時、各社携帯電話のインターネットトップメニュー「災害用伝言板」から誰でも利用できます。電話番号とともに、登録された伝言を確認できます。



本記事ならびに防災に関する問い合わせは、総務課 消防交通係（内線 1104）へお願いします。

# 注意報・警報・特別警報

**注意報** 最新の情報に注意して、災害に備えた早めの準備や気象情報、外の様子に注意しましょう。非常用品や避難場所、避難ルートを確認し、災害に備えて、家の外の備えを点検しましょう。

**警報** 町が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じ速やかに避難してください。早め早めの行動が大切です。

**特別警報** 数十年に一度しか起こらないような非常に危険な状況です。直ちに命を守る行動をとってください。外出が危険なときは家の中で少しでも安全な場所へ移動してください。「住居の位置」や「住居の構造」、「既に浸水が生じている状況なのか否か」によって「自宅外避難」の必要性は異なります。冷静な判断が重要です！ 浸水の中の避難は非常に危険です！ 災害から命を守ることができる行動を今から考えておきましょう。

# やってる？ 足りてる？

防災の日に備えを新たに！



## 避難情報の違いを知る

台風や豪雨等による自然災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき、町から町民のみなさんに「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」をお知らせして、避難等をお呼びかけます。それぞれの避難情報の違いをよく理解して、自らの身の安全を守りましょう。

**避難準備情報** 気象情報に注意し避難所へ避難が必要か考え、必要な場合は避難の準備をはじめましょう。また、高齢者、体が不自由な方、乳児など避難に時間がかかる方は避難をはじめましょう。

**避難勧告** 避難所へ避難しましょう。  
**避難指示** 一刻も早く避難所へ避難しましょう。



平成27年9月10日関東・東北豪雨被害、小島地区

### 避難所までの移動が危険な時は…

【土砂災害の場合】

・屋内の上階へ移動し、がけと反対側の部屋に移動する。  
※避難情報が出ていなくても、災害の危険を感じる場合は、自主的に役場（保健センター）へ避難願います。また、役場まで行けないという場合は、連絡をいただければ最寄りの公民館等へも避難していただけます。

【水害の場合】

・近隣のより安全な場所や建物に移動する。  
・屋内のより安全な場所へ移動する。



### 避難行動要支援者の申請

町は、高齢の方や障がいのある方など自力で避難できない方（家族の協力が得られる方を除く）の名簿を備えて、災害時に地域の支援者に協力を要請します。

まだ町に申し出てなくて、自ら避難することが困難な方は、総務課消防交通係へ申請願います。

町は **10月2日(日)**に**防災訓練**を行います。詳細は裏表紙をご覧ください。